

## 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市 市長 中 尾 友 昭

宇 部 市 市長 久 保 田 后 子

山 口 市 市長 渡 辺 純 忠

萩 市 市長 野 村 興 兒

防 府 市 市長 松 浦 正 人

下 松 市 市長 井 川 成 正

岩 国 市 市長  
岩 国 市

福 田 良 彦

光 市 市長  
光 市

市 川 熙

長 門 市 市長  
長 門 市

大 西 倉 雄

柳 井 市 市長  
柳 井 市

井 原 健 太 郎

美 祢 市 市長  
美 祢 市

村 田 弘 司

周 南 市 市長  
周 南 市

木 村 健 一 郎

山 陽 小 野 田 市 市長  
山 陽 小 野 田 市

白 井 博 文

周 防 大 島 町 町 長  
周 防 大 島 町

椎 木 巧

和 木 町 町 長  
和 木 町

古 木 哲 夫

上 関 町 長  
上 関 町 長

柏 原 重 海

田 布 施 町 長  
田 布 施 町 長

長 信 正 治

平 生 町 長  
平 生 町 長

山 田 健 一

阿 武 町 長  
阿 武 町 長

中 村 秀 明

柳井地区広域消防組合  
管 理 者

井 原 健 太 郎

光地区消防組合  
管 理 者

市 川 熙

岩国地区消防組合  
管 理 者

福 田 良 彦

宇部・山陽小野田消防組合  
管 理 者

久 保 田 后 子

山 口 県 知 事  
山 口 県 知 事

二 井 関 成